

廃棄物処理業の許可一覧表

2021年12月17日

J&T環境株式会社

青森県特別管理産業廃棄物収集運搬業 廃油追加

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
1	横浜市 産廃	第05620004313号	平成30年4月1日	平成37年3月31日	<p>事業の範囲</p> <p>焼却：燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ばいじん 以上13種類</p> <p>中和：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)以上3種類</p> <p>破碎：汚泥(処分する容器の内容物、廃アルカリ乾電池、廃マンガン乾電池に限る)、廃酸(処分する容器の内容物に限る)、廃アルカリ(処分する容器の内容物に限る)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、がれき類 以上11種類</p> <p>還元：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)以上3種類</p> <p>不溶化：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)以上3種類</p> <p>切断：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯にかぎる。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)以上3種類</p> <p>蒸留：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類</p> <p>洗浄・分解・回収：廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)以上3種類</p> <p>混練・不溶化：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、金属くず(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、液晶バックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、水銀が付着した廃電球、廃液晶テレビバックライトに限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>脱水：汚泥(水銀含有ばいじん等を含む) 以上1種類</p>
2	横浜市 特管	第05670004313号	平成30年4月1日	平成37年3月31日	<p>事業の範囲</p> <p>中和：廃酸(pH2.0以下のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く、 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く、 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物) 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) 以上5種類</p> <p>還元：汚泥(六価クロム化合物)、 廃酸(六価クロム化合物)、 廃アルカリ(六価クロム化合物) 以上3種類</p> <p>不溶化：汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物)、 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物)、 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物) 以上3種類</p> <p>焼却：廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、 汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 以上3種類</p> <p>洗浄・分解・回収：廃水銀等 以上1種類 (上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く)</p>

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
3	川崎市 産廃	第05720004313号	平成27年11月1日	令和4年10月31日	<p>事業の範囲</p> <p>破碎：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず 以上3種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>焼却：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上12種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>圧縮：廃プラスチック類 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎・圧縮固化：廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず、がれき類(以上8種類) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)(シュレッダーダストに限る)</p> <p>破碎・焼却・熔融：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>焼却・熔融：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上9種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎・焼却：汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず 以上8種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>選別・圧縮：金属くず 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>破碎分離：廃プラスチック類、金属くず 以上2種類</p>

					(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)(スプレー缶に限る) 破砕分離・焼却 : 汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず 以上4種類 (特別管理産業廃棄物である物を除く。)(スプレー缶に限る)
--	--	--	--	--	--

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
4 川崎市	特管	第05770004313号	平成28年7月1日	令和5年6月30日	<p>焼却 : 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。)、 感染性産業廃棄物、 特定有害汚泥(トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 特定有害汚泥(トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 特定有害アルカリ(トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 以上4種類</p> <p>焼却・溶融 : 感染性産業廃棄物、 特定有害汚泥(トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、 ベンゼン、1,4-ジオキサン) 以上2種類</p> <p>滅菌 : 感染性産業廃棄物 以上1種類 滅菌・焼却 : 感染性産業廃棄物 以上1種類 滅菌・焼却・溶融 : 感染性産業廃棄物 以上1種類 破砕・分離・焼却 : 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る) 以上1種類 (スプレー缶に限る)</p>

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
5 福山市	産廃	第09143004313号	平成29年8月1日	令和6年7月31日	<p>焼却 : 汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)(水銀含有ばいじん等を除く) 廃油(水銀使用製品産業廃棄物を除く) 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く) 紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、 木くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)</p> <p>破砕 : 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く) 紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、 木くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く) 繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く)</p> <p>破砕・造粒 : 廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く) 紙くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、 木くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く) 繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く)</p> <p>造粒 : 鉱さい(判定基準に適合しないものを除く)(水銀含有ばいじん等を除く) 中和 : 廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く) 廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く)</p> <p>油水分離 : 廃油(水銀使用製品を除く) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>埋立 : 燃え殻(判定基準に適合しないものを除く。)(水銀含有ばいじん等を除く) 汚泥(判定基準に適合しないものを除く。) (水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く) 廃プラスチック類(廃プリント配線板及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く) (石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く) 木くず(石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く) 金属くず(廃プリント配線板を含み、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装、 及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず(廃フラウン管、廃石膏ボード及び廃容器包装を含み、自動車等破砕物を除く) (石綿含有産業廃棄物を含み、水銀使用製品産業廃棄物を除く) 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) ばいじん(判定基準に適合しないものを除く。)(水銀含有ばいじん等を除く) (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
6 福山市	特管	第09173004313号	平成29年8月1日	平成36年7月31日	<p>焼却 : 感染性産業廃棄物 中和 : 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)に限り、特定有害産業廃棄物 であるものを除く。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)に限り、特定有害産業 廃棄物であるものを除く。)</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
7 千葉市	産廃	05540004313	平成29年10月1日	平成34年9月30日	<p>焼却(熔融): ア) 燃え殻、イ) 汚泥、ウ) 廃油、エ) 廃酸、オ) 廃アルカリ カ) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、キ) 紙くず、ク) 木くず ケ) 繊維くず、コ) 動植物性残さ、サ) ゴムくず、シ) 金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 セ) 鉱さい、ソ) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、タ) ばいじん、 チ) 処分するために処理したもの 17品目</p> <p>メタン発酵: ア) 汚泥、イ) 廃油、ウ) 廃酸、エ) 廃アルカリ、オ) 動植物性残さ 5品目 中和 : ア) 廃酸 1品目 脱水 : ア) 汚泥 1品目 油水分離: ア) 廃油 1品目 埋立 : ア) 燃え殻、イ) 汚泥(無機性汚泥に限る。また水銀含有ばいじん等を含む)、ウ) 鉱さい エ) がれき類、オ) ばいじん 5品目</p>

8	千葉市	特管	05570004313	平成29年10月1日	平成34年9月30日	<p>焼却：ア)廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る)、イ)廃酸(水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る)、ウ)廃アルカリ(水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る)、エ)特定有害産業廃棄物(鉛、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、及び廃アルカリに限る。含まれる有害物質については下記のとおり)</p> <p>鉛(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン)</p> <p>ばいじん(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン)</p> <p>燃え殻(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素)</p> <p>廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)</p> <p>汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)</p>
---	-----	----	-------------	------------	------------	---

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
9	宮城県	産廃	00424004313	平成30年10月1日	平成35年9月30日	<p>中間処分一破砕・圧縮固化</p> <p>破砕一廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く)</p> <p>圧縮固化一廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く)</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
10	仙台市	産廃	05422004313	令和元年6月26日	令和5年9月30日	<p>中間処理(破砕・選別・圧縮梱包、圧縮梱包、切断)</p> <p>産業廃棄物の種類</p> <p>破砕一廃プラスチック類、金属くず(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、蛍光管等に係るもの及び機密文書の付帯物であるものに限る。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み、蛍光管等に係るものに限る。)</p> <p>選別・圧縮梱包一廃プラスチック類</p> <p>圧縮梱包一廃プラスチック類(機密文書の付帯物であるものに限る。)</p> <p>切断一廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(以上、LED用又は蛍光管用の廃証明器具等及び廃LEDに係るものに限る。)</p> <p>分級一汚泥、金属くず、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含み、廃乾電池(一次電池又は二次電池)に係るものに限る。)</p> <p>(以上、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
11	東京都	産廃	第1320004313	平成31年4月1日	令和6年3月31日	<p>中間処理(焼却・熔融・焼却)</p> <p>産業廃棄物の種類</p> <p>焼却・熔融一燃え殻、汚泥(脱水後のものに限る。)、廃酸(容器入りのものに限る。)、廃アルカリ(容器入りのものに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉛、ばいじん</p> <p>焼却一廃酸(容器入りのものに限る。)、廃アルカリ(容器入りのものに限る。)、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず</p>
12	東京都	特管	第1370004313	平成31年4月1日	令和6年3月31日	<p>中間処理(焼却)</p> <p>産業廃棄物の種類</p> <p>焼却一感染性廃棄物</p>

収集運搬業

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	取扱う廃棄物の種類	
1	北海道	産廃	第00100004313号	平成27年2月2日	令和7年2月1日	<p>汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上 水銀使用製品産業廃棄物であるものをふくみ、汚泥については水銀含有ばいじん等であるものを含む。</p>
2	北海道	特管	第00150004313号	平成29年11月9日	平成34年11月8日	<p>廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物 廃水銀等</p>
3	青森県	産廃	第00201004313号	令和3年1月19日	令和8年1月18日	<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。)</p>
4	青森県	特管	第00251004313号	令和3年12月14日	令和8年1月18日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)、 廃石綿等、 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
					<p>ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p>
岩手県	産廃	第00300004313号	令和3年11月17日	令和8年11月16日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず
岩手県	特管	第00350004313号	令和3年10月13日	令和8年10月12日	<p>廃ポリ塩化ビフェニル等(高濃度PCB廃棄物を除く。)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル汚染物(高濃度PCB廃棄物を除く。)</p>
宮城県	産廃	第00400004313号	平成31年1月30日	令和6年1月29日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、動植物性残さ 以上16種類</p> <p>(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。)</p>
宮城県	特管	第00450004313号	平成31年1月30日	令和6年1月29日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数(pH)2.0以下のもの)、 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)12.5以上のもの)、廃PCB、 PCB汚染物、廃石綿等、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類) 燃え殻(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン) 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物) 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン) 鉱さい(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン) ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン)</p>
仙台市	産廃	第05412004313号	平成30年10月1日	令和5年9月30日	<p>①燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上 自動車等破砕物を除き、石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <p>②汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>③汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>積替え又は保管を行う。 汚泥、金属くず、(以上、廃乾電池に限る。(水銀使用製品産業廃棄物を含む))</p>
秋田県	特管	第00556004313号	平成27年1月21日	令和7年1月20日	<p>廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に係るものに限る。)、 PCB汚染物(低濃度PCBに廃棄物に係るものに限る。) 以上2種類</p>
山形県	産廃	第0609004313号	令和3年6月14日	令和8年6月13日	<p>汚泥、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 廃油、廃酸、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、がれき類 石綿含有産業廃棄物を含む 水銀使用製品産業廃棄物を含む</p>
山形県	特管	第0659004313号	平成29年5月16日	平成34年5月15日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)、 廃酸(六価クロム化合物) 廃PCB等(低濃度PCBに限る) PCB汚染物(低濃度PCBに限る)</p>
福島県	産廃	第00707004313号	平成29年12月26日	令和4年12月25日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、動植物性残さ、鉱さい</p> <p>(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)、 以上16種類</p>
福島県	特管	第00757004313号	令和元年6月25日	令和6年5月31日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)、廃石綿等 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					<p>ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p>	
15	茨城県	産廃	第00801004313号	平成30年1月10日	平成35年1月4日	<p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、</p> <p>汚泥(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>廃酸(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃プラスチック類(自動車等破砕物を除き石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、</p> <p>金属くず(自動車等破砕物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</p> <p>(自動車等破砕物を除き石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>銹さい(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <p>ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)</p>
16	茨城県	特管	第00851004313号	平成30年4月16日	平成34年8月18日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)</p> <p>廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃酸(pH2.0以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛またはその化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ(pH12.5以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>廃石棉等、</p> <p>廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物</p> <p>ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、</p> <p>燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、</p> <p>汚泥(水銀又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>以上10種類</p>
17	栃木県	産廃	第00900004313号	平成30年7月17日	令和5年7月15日	<p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、</p> <p>汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>廃酸(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず</p> <p>金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>銹さい(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <p>ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)</p>
18	栃木県	特管	第00950004313号	令和3年1月24日	令和8年1月23日	<p>廃石棉等、廃酸(腐食性)廃アルカリ(腐食性)</p> <p>廃PCB等、PCB汚染物、廃油揮発性</p> <p>廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4ジオキサン)</p> <p>汚泥(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4ジオキサン)</p> <p>廃酸(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4ジオキサン)</p> <p>廃アルカリ(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4ジオキサン)</p> <p>燃え殻(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類)、</p> <p>ばいじん(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類)</p> <p>銹さい(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、)</p>
19	群馬県	産廃	第01010004313号	平成29年11月17日	令和4年11月16日	<p><積替え保管を除く></p> <p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>汚泥(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>廃酸(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず</p> <p>金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)、</p> <p>銹さい(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <p>ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)</p> <p>(以上16種類)</p> <p><積替え保管を行う></p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					汚泥(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む) 廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む) 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。))を含む) (以上6種類) ①積替え又は保管施設の設置場所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町358番1、360番1、360番3 産業廃棄物の種類 汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※廃蛍光管、廃乾電池、廃バッテリーに限る 積替又は保管を行う産業廃棄物の保管能力 保管面積 10㎡ 保管容量 36㎡ ②積替え又は保管施設の設置場所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町206番1、207番、208番1 産業廃棄物の種類 汚泥 積替又は保管を行う産業廃棄物の保管能力 保管面積 75㎡、保管容量 90㎡	
20	群馬県	特管	第01060004313号	令和3年5月23日	令和8年5月22日	廃油・揮発油等、廃酸・腐食性、廃アルカリ・腐食性、廃PCB等、PCB汚染物、廃石棉等、 (特)燃え殻(かみみ、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類) (特)汚泥(アルキル水銀、水銀、かみみ、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、 チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン、ダイオキシン類) (特)廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、 1,4ジオキサン) (特)廃酸(アルキル水銀、水銀、かみみ、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、 チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) (特)廃アルカリ(アルキル水銀、水銀、かみみ、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、 チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) (特)ばいじん(アルキル水銀、水銀、かみみ、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類 以上12種類 <積替え保管を行う> 積替え保管の設置場所 群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町358番1、360番1、360番3 特別管理産業廃棄物の種類 廃酸・腐食性、廃アルカリ・腐食性 ※廃バッテリーに限る 積替又は保管を行う産業廃棄物の保管能力 保管面積 2㎡ 保管容量 2㎡
21	埼玉県	産廃	第01102004313号	令和2年11月27日	令和7年11月26日	燃え殻、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、 廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業 廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用 製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。))及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む)、鉱さい、がれき類(石 綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん 以上16種類 特に含むの記載がない場合は含まず
22	埼玉県	特管	第01152004313号	平成30年4月19日	令和7年4月9日	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、 廃ポリ塩化ビフェニル等、 ポリ塩化ビフェニル汚染物、 廃石棉等、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン) 汚泥(水銀、かみみ、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) 廃酸(水銀、かみみ、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン) 廃アルカリ(水銀、かみみ、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、テトラム、シマジン、チオベンガルブ、ベンゼン、セレン、1,4ジオキサン)
23	千葉県	産廃	第01200004313号	令和2年12月19日	令和7年12月18日	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業 廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び 水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばい じん等を含む)、廃ポリ塩化ビフェニル汚染物(石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばい じん等を含む)、ばいじん 以上16種類

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
					<p>しん等を占む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p> <p>* 石綿含有産業廃棄物を含むの記載のない種類については石綿含有産業廃棄物を収集運搬できない * 水銀使用製品産業廃棄物を含む、水銀含有ばいじん等を含むの記載のない種類についてはそれぞれを水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬できない</p>
千葉県	特管	第01250004313号	平成29年2月8日	令和4年1月5日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃石綿等、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサン) 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1,4-ジオキサン)、 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)、 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン) 鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類) 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)</p>
東京都	産廃	第1300004313号	令和2年9月1日	令和7年8月31日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、 政令第2条第13号該当物(コンクリート固化物及び焼却灰の溶融固化物に限る) (石綿含有産業廃棄物を含む) (水銀使用製品産業廃棄物を含む) (水銀含有ばいじん等を含む) 以上17種類</p>
東京都	特管	第1350004313号	平成30年8月6日	令和5年8月5日	<p>廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)、廃ポリ塩化ビフェニル等、 ポリ塩化ビフェニル汚染物、ポリ塩化ビフェニル処理物、廃水銀等、廃石綿等、 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)、 廃酸(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 廃アルカリ(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 鉱さい(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、 ばいじん(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)</p>
神奈川県	産廃	第01402004313号	平成29年9月30日	平成36年9月29日	<p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)、政令第13号</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					<p>廃棄物</p> <p>含む旨の記載がない場合は、それぞれ含むものは運搬できない</p>	
28	神奈川県	特管	第01452004313号	平成27年7月1日	平成34年6月30日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、 廃ポリ塩化ビフェニル等、 ポリ塩化ビフェニル汚染物、 ポリ塩化ビフェニル処理物、廃石綿等、 銻さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、 ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、 廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>感染性廃棄物、廃水銀等</p> <p><積替又は保管を除く> 燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、水銀使用 製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む) 廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産 業廃棄物を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む及び水銀使用製品産業廃棄 物を含む)、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄 物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品 産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業 廃棄物を含む及び石綿含有産業廃棄物を含む)、銻さい(水銀含有ばいじん等を含む)、が れき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)、中間処理 物(ト17種類(ト記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)) <積替又は保管を含む></p> <p>廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具 付き照明器具に限る)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックラ イト及び器具付き照明器具に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用 製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具付き照明器具に限る) 以上3種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>(上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>積替又は保管を行う場所の所在地 設置場所：横浜市鶴見区末広町2-1-1 内業3棟 保管施設の概要 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具付 き照明器具に限る)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライ ト及び器具付き照明器具に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用 製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具付き照明器具に限る) 以上3種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>保管面積 92.5㎡ 保管上限 114㎡</p>
29	横浜市	産廃	第05610004313号	平成30年4月1日	令和7年3月31日	<p>廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具 付き照明器具に限る)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックラ イト及び器具付き照明器具に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用 製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具付き照明器具に限る) 以上3種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>(上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>積替又は保管を行う場所の所在地 設置場所：横浜市鶴見区末広町2-1-1 内業3棟 保管施設の概要 産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具付 き照明器具に限る)、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライ ト及び器具付き照明器具に限る)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用 製品産業廃棄物を含む、廃液晶テレビバックライト及び器具付き照明器具に限る) 以上3種類 (上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>保管面積 92.5㎡ 保管上限 114㎡</p>
30	横浜市	特管	第05660004313号	令和3年4月1日	令和10年3月31日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、 廃酸(pH2.0以下のものに限、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限、特定有害産業廃棄物であるものを除く)、感染性廃棄物、 廃ポリ塩化ビフェニル等 ポリ塩化ビフェニル汚染物 ポリ塩化ビフェニル処理物、廃水銀等、廃石綿等、 銻さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)、 ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン)、 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、 廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)、</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
					<p>廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)</p> <p>いずれも産業廃棄物であるものを除く</p> <p><積替保管を含む></p> <p>廃PCB等(低濃度のものに限る)、PCB汚染物(低濃度のものに限る)、PCB処理物(低濃度のものに限る)以上3種類(いずれも産業廃棄物であるものを除く)</p> <p>事業場 神奈川県横浜市鶴見区末広町2丁目1番5外 横浜エコクリーン 廃PCB等(低濃度のものに限る)、PCB汚染物(低濃度のものに限る)、PCB処理物(低濃度のものに限る)以上3種類 保管面積:74.58㎡ 保管上限:51.74㎡</p> <p>事業場 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番5 金沢リサイクル工場 廃酸(pH2.0以下のもの、廃バッテリーに限り、特定有害産業廃棄物である物を除く。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のもの、廃バッテリーに限り、特定有害産業廃棄物である物を除く。) 保管面積 1.24㎡ 保管上限 0.87㎡</p>
新潟県	産廃	第01509004313号	令和2年8月26日	令和7年8月7日	<p>汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。) 紙くず、木くず、繊維くず、(以上石綿含有産業廃棄物を除く) 燃え殻、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉱さい、ばいじん(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く)</p>
新潟県	特管	第01559004313号	平成29年10月16日	令和4年10月15日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)</p> <p>廃石綿等</p> <p>PCB汚染物</p>
富山県	産廃	第01608004313号	平成29年3月22日	平成34年3月21日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、ばいじん(これらのうち自動車等破砕物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上16種類</p>
富山県	特管	第01658004313号	平成29年3月22日	平成34年3月21日	<p>廃石綿等</p> <p>ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物)</p> <p>砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)</p> <p>燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物)</p> <p>砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)</p> <p>廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)</p> <p>揮発油類、灯油類及び軽油類)</p> <p>汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物)</p> <p>シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)</p> <p>廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、水素イオン濃度指数2.0以下のもの)</p> <p>廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)</p> <p>水素イオン濃度指数12.5以上のもの)</p> <p>廃PCB等(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が廃棄物になったもの、ポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下のもの)</p> <p>PCB汚染物(微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物になったもの、ポリ塩化ビフェニルの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物)</p> <p>以上9種類</p>
石川県	産廃	第01706004313号	平成29年3月30日	平成34年3月29日	<p>廃プラスチック類※12、金属くず※12、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※12、がれき類</p> <p>※1: 廃蛍光灯等にあつては、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む</p> <p>※2: 自動車等破砕物であるものを除く</p> <p>これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む</p>
石川県	特管	第01756004313号	平成29年3月30日	平成34年3月29日	<p>廃石綿等</p> <p>廃PCB等(高濃度PCBをのぞく)</p> <p>PCB汚染物(高濃度PCBをのぞく)</p>
福井県	産廃	第1805004313号	平成29年3月12日	令和4年3月11日	<p>廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず」、がれき類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)(自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く)以上4種類</p>
福井県	特管	第1855004313号	平成29年3月12日	令和4年3月11日	<p>廃石綿等、</p> <p>廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る。)、PCB汚染物(低濃度PCBに限る。)</p>
山梨県	産廃	第01900004313号	平成29年1月10日	平成34年1月9日	<p>燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん 以上15種類</p> <p>ただし石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む</p>
山梨県	特管	第01950004313号	平成29年1月10日	平成34年1月9日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。)、</p> <p>廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。)、</p> <p>廃石綿等、</p> <p>汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物)、</p> <p>廃酸(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物)、</p> <p>廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物)</p> <p>廃PCB等</p> <p>PCB汚染物</p>
長野県	産廃	第2009004313号	令和3年9月9日	令和8年9月8日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む) 鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を除く。) 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。	
42	長野県	特管	第2059004313号	平成29年3月30日	令和4年3月29日	<p>廃石綿等、 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、 汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。) 廃PCB等 PCB汚染物</p>
43	岐阜県	産廃	第02100004313号	令和元年8月2日	令和6年2月7日	<p>汚泥、金属くず(自動車等破砕物を除く)(上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)、 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)、がれき類 (上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。) 廃酸、廃アルカリ 以上11種類 上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。</p>
44	岐阜県	特管	第02150004313号	令和3年1月24日	令和8年1月23日	<p>腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害PCB等、特定有害PCB処理物、 特定有害廃石綿等、特定有害汚泥(鉛、シアンを含むもの)、 特定有害廃酸(鉛を含むもの)、特定有害廃アルカリ(鉛を含むもの) 特定有害PCB処理物 以上 9種類</p>
45	静岡県	産廃	第02201004313号	令和3年9月13日	令和8年9月12日	<p>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、 ゴムくず、 金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、 汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、紙くず、木くず、繊維くず 以上13品目</p>
46	静岡県	特管	第02251004313号	令和3年9月13日	令和8年9月12日	<p>引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、 感染性産業廃棄物 廃PCB等(微量PCB汚染廃電気機器等に限る) PCB汚染物(低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る)、 特定有害廃石綿等、 特定有害廃油、(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 特定有害汚泥(水銀、カドミウム、鉛、砒素、シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,1,2-トリクロロエタン、チウラム、セレン) 特定有害廃酸(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素) 特定有害廃アルカリ(水銀、鉛、砒素、セレン、1,4-ジオキサン) 特定有害廃水銀等</p>
47	愛知県	産廃	第02300004313号	平成30年5月21日	令和5年5月20日	<p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、 改築又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。 石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を除く) 以上11品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p>
48	愛知県	特管	第02350004313号	平成29年6月7日	令和4年5月22日	<p>腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害 廃石綿等 特定有害 廃油 1,4-ジオキサン、特定有害 廃アルカリ 1,4-ジオキサン 特定有害PCB等(※)、特定有害PCB汚染物(※)、特定有害PCB処理物(※) (※:微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。) 以上8品目</p>
49	三重県	産廃	第02400004313号	平成30年8月27日	令和5年8月26日	<p>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず、 ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む) (上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む) 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、紙くず、 木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)、 がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)以上15種類 ※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は 除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず」をいう。</p>
50	三重県	特管	第02450004313号	平成28年8月25日	令和7年1月17日	<p>特定有害燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、 ダイオキシン類を含むものに限る。)、 特定有害汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、 特定有害廃油(トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むものに限る。)、引火性廃油、</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					<p>特定有害廃酸(水銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、</p> <p>特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、有機燐化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、</p> <p>特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。)、</p> <p>廃PCB等(低濃度PCBに限る)</p> <p>PCB汚染物(低濃度PCBに限る)</p> <p>PCB処理物(低濃度PCBに限る)</p> <p>特定有害廃石綿等 以上92種類</p>	
51	滋賀県	産廃	第02501004313号	平成30年1月7日	平成35年1月6日	<p>汚泥(無機性汚泥に限る)、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず、</p> <p>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片</p> <p>その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>以上10項目</p>
52	京都府	産廃	第02600004313号	平成30年11月20日	令和5年11月19日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上4種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)</p>
53	京都府	特管	第02650004313号	平成29年3月22日	令和4年3月21日	<p>廃石綿等 以上1種類</p>
54	大阪府	産廃	第02700004313号	平成31年1月6日	令和6年1月5日	<p>汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず</p> <p>石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く</p> <p>以上4種類</p>
55	大阪府	特管	第02750004313号	令和3年9月21日	令和8年9月20日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、感染性産業廃棄物、</p> <p>廃石綿等、</p> <p>廃PCB等(低濃度PCBに限る)</p> <p>PCB汚染物(低濃度PCBに限る)</p> <p>廃水銀等</p> <p>以上12種類</p> <p>特定有害産業廃棄物は以上の許可にて運搬可能。(大阪府)</p>
56	兵庫県	産廃	第02804004313号	平成29年3月31日	令和4年3月30日	<p>汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く) 以上7種類</p> <p>上記について水銀使用製品産業廃棄物を含む</p>
57	兵庫県	特管	第02854004313号	平成29年3月28日	令和4年2月27日	<p>廃PCB等(低濃度PCBに限る)</p> <p>PCB汚染物(低濃度PCBに限る)</p>
58	奈良県	産廃	第02900004313号	平成29年8月24日	令和4年8月23日	<p>燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、</p> <p>廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、</p> <p>ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)、</p> <p>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片</p> <p>その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、</p> <p>ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く) 以上12種類</p> <p>※水銀使用製品産業廃棄物を含む</p>
59	奈良県	特管	第02950004313号	令和3年10月5日	令和8年10月4日	<p>廃石綿等 以上1種類</p>
60	和歌山県	産廃	第03000004313号	平成29年6月22日	令和4年6月21日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、がれき類 以上4種類</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物を含む</p> <p>取り扱い産業廃棄物のうち水銀含有ばいじん等が含まれるものなし</p> <p>(廃プラスチック類、ガラスくず、がれき類は、石綿含有産業廃棄物を含む。)</p>
61	和歌山県	特管	第03050004313号	平成29年6月22日	令和4年6月21日	<p>廃石綿等 以上1種類</p>
62	鳥取県	特管	第03154004313号	令和元年11月4日	令和6年11月3日	<p>廃PCB等(微量PCB及び低濃度PCBに限る。)、</p> <p>PCB汚染物(微量PCB及び低濃度PCBに限る。)</p> <p>以上2種類</p>
63	島根県	産廃	第3200004313号	平成29年3月16日	平成34年3月15日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上4品目</p> <p>石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く</p>
64	島根県	特管	第3250004313号	平成29年3月16日	平成34年3月15日	<p>廃石綿等 以上1種類</p>
65	岡山県	産廃	第03304004313号	令和元年8月2日	令和6年8月1日	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、</p> <p>繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず</p> <p>(がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、</p> <p>産業廃棄物処理物 以上17種類</p> <p>(全て、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)</p> <p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずについては、自動車破砕物は除く)</p>
66	岡山県	特管	第03354004313号	平成29年3月28日	令和4年3月27日	<p>廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下の廃バッテリーに限る。)、廃アルカリ</p> <p>(水素イオン濃度指数12.5以下の廃バッテリーに限る。)、廃PCB等(低濃度PCBに限る)、</p> <p>PCB汚染物(低濃度PCBに限る)、廃石綿等 以上5種類</p>
67	広島県	産廃	第03407004313号	令和3年6月2日	令和8年6月3日	<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、</p> <p>ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は</p> <p>除去に伴って生じたものを除く。)陶磁器くず及びがれき類</p> <p>(これらのうち鉛蓄電池の電極、廃容器包装(廃プラスチック類に限る。))及び</p> <p>石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等</p> <p>を含み、廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管</p> <p>又は板、廃石膏ボード、自動車等破砕物、判定基準に適合しないもの及び</p> <p>特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
68	広島県	特管	第03457004313号	平成30年4月14日	平成35年4月13日	<p>廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲
					<p>1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン及びベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃石綿等、汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、 鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、 シアン化合物、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、 1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、 ベンゼン及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)</p>
69	福山市	産廃 第09113004313号	平成29年3月16日	平成36年3月15日	<p><積替え・保管を含む。></p> <p>汚泥(廃乾電池に限る。)(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く)</p> <p>廃プラスチック類(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く)</p> <p>金属くず(廃乾電池及び廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。) (水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く)</p> <p>ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び</p> <p>陶磁器くず(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)</p> <p>(水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物を除く)</p> <p>設置場所 : 福山市箕沖町115番1 保管面積 : 24m2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 (水銀使用製品産業廃棄物に限る) 金属くず(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、(水銀使用製品産業廃棄物に限る) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯 (廃水銀灯を含む。))に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物に限る) <p>設置場所 : 福山市箕沖町115番1 保管面積 : 10.7m2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック類(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、 (水銀使用製品産業廃棄物に限る) 金属くず(廃蛍光灯(廃水銀灯を含む。))に限る。)、(水銀使用製品産業廃棄物に限る) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯 (廃水銀灯を含む。))に限る。)(水銀使用製品産業廃棄物に限る) <p>設置場所 : 福山市箕沖町115番1 保管面積 : 4.3m2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥(廃乾電池に限る。)、 金属くず(廃乾電池に限る。) <p><積替え・保管は含まない。></p> <p>汚泥(判定基準に適合しないものを除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含み、 水銀含有ばいじん等を除く) 廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む) 廃酸(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く) 廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く)</p> <p>廃プラスチック類(廃容器包装を含み、廃プリント配線板及び自動車等破砕物を除く。) (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む) ゴムくず(石綿含有産業廃棄物を含む) 金属くず(鉛蓄電池の電極及び廃容器包装を含み、廃プリント配線板、鉛製の管又は板 及び自動車等破砕物を除く。)(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず(廃フライン管及び廃容器包装を含み、廃石膏ボード及び自動車等破砕物 を除く。)(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)</p> <p>鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <p>(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)</p>
70	山口県	産廃 第0350004313号	令和3年6月12日	令和8年6月11日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、 陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類 (これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み 特別管理産業廃棄物であるものを除く) 以上12種類</p>
71	山口県	特管 第03550004313号	令和3年6月12日	令和8年6月11日	<p>汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、 有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、 1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又は その化合物を含むことにより有害なものに限る。)、 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエレン、テトラクロロエレン、ジクロロメタン、 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含む ことにより有害なものに限る。)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					<p>ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、 廃石綿等、廃PCB等(低濃度PCBに限る)、 PCB汚染物(低濃度PCBに限る) 以上7種類</p>	
72	徳島県	産廃	第3600004313号	平成30年10月4日	平成35年10月3日	<p>汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず以上4種類 特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む)</p>
73	香川県	産廃	第03700004313号	平成26年12月15日	令和6年12月14日	<p>汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ただしこれらのうち 自動車等破砕物 含まない 石綿含有産業廃棄物 含まない 水銀使用製品産業廃棄物 含む 水銀含有ばいじん等 含まない</p>
74	愛媛県	特管	第3857004313号	令和2年7月1日	令和7年6月30日	<p>廃PCB等(低濃度PCBに限る。)、 PCB汚染物(低濃度PCBに限る。) 以上2種類</p>
75	福岡県	産廃	第04000004313号	平成27年1月14日	令和7年1月13日	<p>廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等 (以上3品目については自動車等破砕物を除く。) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん(汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む) (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む)(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじんについては水銀含有ばいじん等を含む)以上15品目</p>
76	福岡県	特管	第04050004313号	平成30年9月4日	令和5年9月3日	<p>廃油(揮発油類・灯油類・軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン)、 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、 廃ポリ塩化ビフェニル等(次に掲げるものに限る。) (1)電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)(に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの (2)ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く) ポリ塩化ビフェニル汚染物(次に掲げるものに限る。) (1)電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)(に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの (2)汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。) (3)廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類1キログラムにつき5,000ミリグラム以下のもの((1)に掲げるものを除く。) 廃石綿等 汚泥(水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物)、</p>
77	長崎県	産廃	第04200004313号	平成30年2月28日	令和5年2月27日	<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。) (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く) 以上12種類</p>
78	長崎県	特管	第04250004313号	平成30年2月28日	令和5年2月27日	<p>・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。) ・廃酸(pH2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。) ・廃アルカリ(pH12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、ガドリウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)</p>

処分業(中間処理・最終処分)

許可自治体	区分	許可番号	許可の年月日	許可の有効年月日	事業の範囲	
					チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)・廃石綿等・汚泥(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。) 以上5種類	
79	沖縄県	産廃	第04704004313号	平成29年2月21日	令和4年2月20日	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む) 汚泥(水銀含有ばいじん等を含む) 廃油 廃酸(水銀含有ばいじん等を含む) 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む) 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、 紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 木くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、 銻さい(水銀含有ばいじん等を含む) がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む) 産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物) これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み特別管理産業廃棄物であるものを除く。 積替保管を含まない。
80	沖縄県	特管	第04754004313号	平成29年2月21日	令和4年2月20日	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物に限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン) 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類) 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類) 燃え殻(特定有害産業廃棄物に限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類。 汚泥(特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類) 銻さい(特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物) ばいじん(特定有害産業廃棄物に限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、 砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類) 感染性産業廃棄物、廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの、 廃石綿等、廃PCB等(低濃度のものに限る)、PCB汚染物(低濃度のものに限る)、 PCB処理物(低濃度のものに限る) 積替保管を含まない。

許可種類	区分	許可数
処分業	産廃 都道府県	2
	特管 都道府県	1
	産廃 政令市、中核市	5
	特管 政令市、中核市	4
	計	12
収集運搬業	産廃 都道府県	38
	政令市、中核市	3
	計	41
	特管 都道府県	38
	政令市、中核市	1
	計	39
収集運搬業 計	80	
処理業許可 合計		94